

令和5年4月

新学期以降のマスク着用等感染症対策について

このたび、文部科学省および県教育委員会から通知のあった「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」をもとに、本校におけるマスク着用を含めた新学期以降の感染症対策のルールをまとめました。ご確認ください。

1. マスク着用の考え方の見直しについて

- 生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、着用が推奨されること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクができない生徒もいることなどから、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないように適切な行動をとること。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」や部活動等の実施に当たっては、活動の場面に応じて一定の感染症対策を講じることが望ましいとされている。担当教員の指示に従うこと。
- また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うようにすること。

2. 効果的な換気の実施について

- 基本的な感染症対策は重要であるため、引き続き、効果的な換気の実施を行うこととする。

3. 食事をする場面における対策について

- 食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。
- その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の生徒の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないとする。